

## 屋外の火災予防措置に関する要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3条の規定を執行するため必要な事項を定めることを目的とする。

(屋外の予防措置)

第2条 消防吏員は、屋外において火災予防上の危険又は消防活動上の障害となる物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者（以下「所有者等」という。）若しくは火災予防上危険と認める行為者に対して、法第3条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 消防吏員は、前項の措置を命じたときは、その状況及び結果を速やかに上司に報告するものとする。

(物件の措置)

第3条 消防長は、法第3条第2項の規定に基づき同条第1項第3号又は第4号の措置をとる必要があると認めたときは、措置すべき物件の状態及び所在場所の状況等を勘案して措置の方法を決定し、消防職員に必要な措置を行わせるものとする。

(物件の除去、保管及び公示等)

第4条 消防長は、前条の規定により物件を除去するときは、当該物件の名称又は種類、形状及び数量等を勘案し、速やかに営業用倉庫等その他保管に適する場所に保管するものとする。

2 消防長は、前項により物件を保管したときは、保管物件公告書（第1号様式）を消防署及び各出張所の掲示場に掲示するとともに保管物件一覧簿（第2号様式）に記録し、いつでも関係者が閲覧できるようにしておくものとする。

3 消防長は、前項の公示によっても、なお当該物件の所有者等を知ることができないときは、その公示の要旨を防府市公告式条例（昭和14年告示第327号）に基づき掲示するものとする。

(保管物件の売却)

第5条 消防長は、保管物件を売却する必要があると認めるときは、防府市財

務規則（平成8年防府市規則第6号。以下「財務規則」という。）の規定による手続により処理するものとする。

（保管物件の返還等）

第6条 消防長は、保管物件の所有者等であることを主張する者から当該物件の返還を求められたときは、保管物件返還請求書（第3号様式）を提出させるとともに、保管物件の所有者等であることを証明するに足りる書類等の提示を求め、権利の存否を確認の上、保管物件受領書（第4号様式）と引換えに当該物件を返還しなければならない。ただし、保管物件が前条により処理されている場合は、さらに売却代金返還請求書（第5号様式）の提出を求め返還するものとする。

2 消防長は、保管物件の所有者等であることを主張する者から所有権を放棄する旨の申し出があった場合は、所有権放棄書（第6号様式）を提出させるとともに当該物件の所有者であることを証明するに足る書類等の提示を求め、所有権の存否を確認の上、当該物件を受領するものとする。

（保管費等の徴収）

第7条 消防長は、前条の規定により保管物件を返還した場合又は所有権の放棄により物件を受領した場合は、当該物件の所有者等に対し、除去及び保管に要した費用の納付を保管費等納付命令書（第7号様式）により命じ、当該費用を徴収するものとする。

（所有権の放棄及び法定期間経過後の物件の処理）

第8条 消防長は、第6条第2項の規定により受領した物件又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第6項に定める法定期間を経過した物件については、財務規則の定めるところにより処理するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、屋外の火災予防措置について必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成28年12月10日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

保管物件公告書

と認めるので、消防法第3条の規定により下記のとおり  
物件を保管しました。

心当たりの方は、速やかに申し出てください。

年 月 日

防府市消防長

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管の日時
- 6 保管場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要な事項

第2号様式（第4条関係）

保管物件一覧簿

名称・種類 形状・数量	所在場所	除 去 日 時	保 管 日 時	保 管 場 所	公 示 日 時	広 報 登載日	備 考

（注） 備考欄には、保管物件を売却したときの売却年月日（返還したときは返還年月日）を記入すること。

年 月 日

（宛先）防府市消防長

住 所  
氏 名

保管物件返還請求書

に保管されている下記物件は、私の する  
ものですので、返還くださるよう請求します。

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市消防長

住 所  
氏 名

保管物件受領書

年 月 日貴本部保管の下記物件を受領しました。

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市消防長

住 所

氏 名

売却代金返還請求書

金 円

私の する物件の売却代金の返還を上記のとおり請求します。

---

上記のとおり領収しました。

年 月 日

（宛先）防府市会計管理者

住 所

氏 名



年 月 日

（宛先）防府市消防長

住 所  
氏 名

所有権放棄書

に保管されている下記物件は、私の所有する物ですが、  
年 月 日所有権を放棄しますので、適宜処分してください。

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量

第7号様式（第7条関係）

(文書番号)  
年 月 日

様

防府市消防長

保管費等納付命令書

年 月 日付けで返還した物件の保管等に要した費用は、下記のとおりですので、年 月 日までに に納付するよう消防法第3条第3項の規定により命令します。

なお、指定された期日までに納付されないときは、国税滞納処分の例により徴収されます。

記

金 円

費用別	金額	内訳

備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 費用の納入は、別紙の納入通知書でお願いします。

(注) 費用別欄には、除去費、保管費等の別を記入してください。